

# マネジメントリポート

2005年5月

## 今回のテーマ： 商法・会社法大改正 その1 有限会社法の廃止

---

平成17年5月17日、商法・会社法改正案が衆議院本会議を通過し、今通常国会で成立することが確実な情勢となりました。従来の商法改正は、金庫株・新株予約権など株式公開を考えていない中小企業にとっては、あまり関わりあいのないものでした。しかし今回は中小企業を含めた全企業に関わる改正となっています。

そこで、今回から数回にわたって会社法大改正の内容と実務への影響についてお届けいたします。第1弾は「有限会社法の廃止」です。

### 1 主な改正内容

#### 有限会社の設立は不可に

有限会社法がなくなり、有限会社の設立ができなくなります。

#### 既存の有限会社は？

既存の有限会社は「有限会社」の商号を用いたまま、新会社法の「株式会社」（「特例有限会社」）として存続することになります。

#### 有限会社をそのまま使用し続ける場合

原則として定款および登記事項に関して変更を行う必要はありません。

#### 株式会社に商号変更する場合

株主（旧社員）総会の特別決議を経て、決議から2週間以内に登記する必要があります。

登記手続きとしては、旧有限会社の解散登記・商号変更後の株式会社の設立登記をすることになります。この場合、法人税法上は解散・設立がなかったものとして取り扱われ、事業年度をそれぞれ区分せず連続した事業年度として申告することになります。

### 2 特例有限会社だけの特例的取り扱い

改正後、現行有限会社・株式会社は、株式会社に一本化されます。しかし特例有限会社の場合、取締役任期は無制限 決算公告は不要など、原則として現行有限会社の規定がそのまま適用されます。

### 3 税務への影響

現行の法人税法上、特例規定の適用は資本（資本等）の金額などで判定するため、有限会社だから特に有利・不利になることはありません。

その点から、税務への影響はほとんどないと思われます。

#### **お見逃しなく！**

1. 新商法の施行日は、今のところ未定ですが、平成18年4月1日が有力です。